

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和6年6月5日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 4件

厚生年金保険関係 4件

厚生局受付番号 : 関東信越 (受) 第 2300378 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (厚) 第 2400015 号

第1 結論

1 請求者のA社における請求期間①及び②のうち、平成14年8月1日から平成20年9月1日まで、平成22年9月1日から平成23年2月1日まで、同年3月1日から平成24年10月1日まで、同年11月1日から平成26年2月1日まで、同年3月1日から平成29年2月1日まで、同年3月1日から同年7月1日まで、同年8月1日から同年11月1日まで、同年12月1日から平成30年2月1日まで、同年3月1日から同年4月1日まで、同年5月1日から令和2年4月1日まで、同年5月1日から同年6月1日まで、同年7月1日から同年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。当該期間の標準報酬月額については、別表の第1欄に掲げる月ごとに、同表の第2欄に掲げる標準報酬月額から第6欄に掲げる標準報酬月額とする。

平成14年8月から平成20年8月まで、平成22年9月から平成23年1月まで、同年3月から平成24年9月まで、同年11月から平成26年1月まで、同年3月から平成29年1月まで、同年3月から同年6月まで、同年8月から同年10月まで、同年12月から平成30年1月まで、同年3月、同年5月から令和2年3月まで、同年5月、同年7月及び同年8月の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成14年8月から平成20年8月まで、平成22年9月から平成23年1月まで、同年3月から平成24年9月まで、同年11月から平成26年1月まで、同年3月から平成29年1月まで、同年3月から同年6月まで、同年8月から同年10月まで、同年12月から平成30年1月まで、同年3月、同年5月から令和2年3月まで、同年5月、同年7月及び同年8月の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（別表の第2欄に掲げる訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求者のA社における請求期間②のうち、令和2年4月1日から同年5月1日まで、同年6月1日から同年7月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。当該期間の標準報酬月額については、別表の第1欄に掲げる月ごとに、同表の第7欄に掲げる標準報酬月額とする。

令和2年4月及び同年6月の標準報酬月額（別表の第2欄に掲げる標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

3 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 14 年 6 月 1 日から平成 20 年 9 月 1 日まで
② 平成 22 年 9 月 1 日から令和 2 年 9 月 1 日まで

A社に勤務している期間のうち、請求期間に係る標準報酬月額については、給料支払明細書（以下「給料明細書」という。）等に記載されている支給額と相違しているので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①のうち、平成 14 年 8 月 1 日から平成 20 年 9 月 1 日まで、請求期間②のうち、平成 22 年 9 月 1 日から平成 23 年 2 月 1 日まで、同年 3 月 1 日から平成 24 年 10 月 1 日まで、同年 11 月 1 日から平成 26 年 2 月 1 日まで、同年 3 月 1 日から平成 29 年 2 月 1 日まで、同年 3 月 1 日から同年 7 月 1 日まで、同年 8 月 1 日から同年 11 月 1 日まで、同年 12 月 1 日から平成 30 年 2 月 1 日まで、同年 3 月 1 日から同年 4 月 1 日まで、同年 5 月 1 日から令和元年 9 月 1 日までの期間について、請求者から提出されたA社に係る給料明細書及び同社から提出された給料一覧表により、別表の第 4 欄及び第 5 欄に掲げるとおり、当該期間の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額及び報酬月額に見合う標準報酬月額は、いずれも同表の第 2 欄のオンライン記録の標準報酬月額を超えていることが認められる。

請求期間②のうち、令和元年 9 月 1 日から令和 2 年 4 月 1 日まで、同年 5 月 1 日から同年 6 月 1 日まで、同年 7 月 1 日から令和 2 年 9 月 1 日までの期間について、請求者から提出されたA社に係る給料明細書、同社から提出された源泉徴収簿、給料一覧表、勤休カードにより、別表の第 3 欄及び第 5 欄に掲げるとおり、当該期間の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額及び当該期間の標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる月の報酬月額（以下「本来の報酬月額」という。）に見合う標準報酬月額は、いずれも同表の第 2 欄のオンライン記録の標準報酬月額を超えていることが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除をしていたと認められる厚生年金保険料額又は本来の報酬月額若しくは報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①のうち、平成 14 年 8 月 1 日から平成 20 年 9 月 1 日まで、請求期間

②のうち、平成22年9月1日から平成23年2月1日まで、同年3月1日から平成24年10月1日まで、同年11月1日から平成26年2月1日まで、同年3月1日から平成29年2月1日まで、同年3月1日から同年7月1日まで、同年8月1日から同年11月1日まで、同年12月1日から平成30年2月1日まで、同年3月1日から同年4月1日まで、同年5月1日から令和2年4月1日まで、同年5月1日から同年6月1日まで、同年7月1日から同年9月1日までの期間に係る標準報酬月額については、前述の資料等により確認できる厚生年金保険料控除額及び本来の報酬月額又は報酬月額から、別表の第1欄に掲げる月ごとに、同表の第6欄に掲げる額に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の厚生年金保険に係る届出及び保険料の納付について、資料がなく不明である旨回答及び陳述しているが、請求者の給料明細書により確認又は推認できる報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）は、請求者の上記訂正後の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（別表の第2欄に掲げる訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間②のうち、令和2年4月1日から同年5月1日まで、同年6月1日から同年7月1日までの期間については、前述の資料等により、別表の第2欄及び第3欄に掲げるとおり、本来の報酬月額に見合う標準報酬月額がオンライン記録の標準報酬月額を超えていることが認められる。

したがって、令和2年4月及び同年6月の標準報酬月額については、給料明細書により確認できる本来の報酬月額から、別表の第1欄に掲げる月ごとに、同表の第2欄に掲げる額から同表の第7欄に掲げる額に訂正することが必要である。

なお、上記訂正後の標準報酬月額（別表の第2欄に掲げる標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

3 請求期間②のうち、平成23年2月1日から同年3月1日まで、平成26年2月1日から同年3月1日まで、平成29年2月1日から同年3月1日まで、同年7月1日から同年8月1日まで、同年11月1日から同年12月1日まで、平成30年2月1日から同年3月1日まで、同年4月1日から同年5月1日までの期間について、事業主が源泉控除をしていたと認められる厚生年金保険料額又は報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額は、当該期間のオンライン記録の標準報酬月額を超えていないことから標準報酬月額の記録を訂正することはできない。

請求期間①のうち、平成14年6月1日から同年8月1日までの期間及び請求期間②のうち、平成24年10月1日から同年11月1日までの期間について、A社は当該期間に係る給料一覧

表、源泉徴収簿等を保管していない上、請求者も給料明細書を所持していないことから、当該期間の給与から厚生年金保険料が控除されていたかを確認することができず、また、請求者の当該期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認できる関連資料及び周辺事情もない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が平成 14 年 6 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間及び平成 24 年 10 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

別表

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄	第6欄	第7欄
請求期間に係る月	オンライン記録の標準報酬月額(訂正前)	本来の報酬月額に見合う標準報酬月額	(本来の報酬月額が算定できない期間における)報酬月額に見合う標準報酬月額	厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額	厚生年金特例法訂正後の標準報酬月額	厚生年金保険法(75条本文)訂正後の標準報酬月額
平成14年8月	15万円	—	44万円	44万円	44万円	—
平成14年9月	15万円	—	41万円	44万円	41万円	—
平成14年10月	15万円	—	44万円	44万円	44万円	—
平成14年11月	15万円	—	36万円	44万円	36万円	—
平成14年12月及び平成15年1月	15万円	—	38万円	44万円	38万円	—
平成15年2月	15万円	—	32万円	44万円	32万円	—
平成15年3月	15万円	—	36万円	44万円	36万円	—
平成15年4月	15万円	—	34万円	56万円	34万円	—
平成15年5月	15万円	—	38万円	56万円	38万円	—
平成15年6月	15万円	—	36万円	56万円	36万円	—
平成15年7月	15万円	—	38万円	56万円	38万円	—
平成15年8月	15万円	—	36万円	56万円	36万円	—

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄	第6欄	第7欄
請求期間に係る月	オンライン記録の標準報酬月額(訂正前)	本来の報酬月額に見合う標準報酬月額	(本来の報酬月額が算定できない期間における)報酬月額に見合う標準報酬月額	厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額	厚生年金特例法訂正後の標準報酬月額	厚生年金保険法(75条本文)訂正後の標準報酬月額
平成15年9月	15万円	—	34万円	56万円	34万円	—
平成15年10月	15万円	—	36万円	56万円	36万円	—
平成15年11月	15万円	—	34万円	56万円	34万円	—
平成15年12月及び平成16年1月	15万円	—	36万円	56万円	36万円	—
平成16年2月	15万円	—	30万円	56万円	30万円	—
平成16年3月から同年6月まで	15万円	—	34万円	56万円	34万円	—
平成16年7月	15万円	—	36万円	56万円	36万円	—
平成16年8月	15万円	—	41万円	56万円	41万円	—
平成16年9月	15万円	—	32万円	56万円	32万円	—
平成16年10月	15万円	—	36万円	53万円	36万円	—
平成16年11月	15万円	—	34万円	53万円	34万円	—
平成16年12月	15万円	—	38万円	41万円	38万円	—

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄	第6欄	第7欄
請求期間に係る月	オンライン記録の標準報酬月額（訂正前）	本来の報酬月額に見合う標準報酬月額	（本来の報酬月額が算定できない期間における）報酬月額に見合う標準報酬月額	厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額	厚生年金特例法訂正後の標準報酬月額	厚生年金保険法（75条本文）訂正後の標準報酬月額
平成17年1月及び同年2月	15万円	—	34万円	41万円	34万円	—
平成17年3月	15万円	—	36万円	41万円	36万円	—
平成17年4月及び同年5月	15万円	—	36万円	44万円	36万円	—
平成17年6月	15万円	—	38万円	44万円	38万円	—
平成17年7月	15万円	—	41万円	44万円	41万円	—
平成17年8月	15万円	—	44万円	44万円	44万円	—
平成17年9月	15万円	—	41万円	44万円	41万円	—
平成17年10月及び同年11月	15万円	—	38万円	44万円	38万円	—
平成17年12月	15万円	—	41万円	44万円	41万円	—
平成18年1月	15万円	—	38万円	44万円	38万円	—
平成18年2月	15万円	—	36万円	44万円	36万円	—

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄	第6欄	第7欄
請求期間に係る月	オンライン記録の標準報酬月額(訂正前)	本来の報酬月額に見合う標準報酬月額	(本来の報酬月額が算定できない期間における)報酬月額に見合う標準報酬月額	厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額	厚生年金特例法訂正後の標準報酬月額	厚生年金保険法(75条本文)訂正後の標準報酬月額
平成18年3月	15万円	—	41万円	44万円	41万円	—
平成18年4月から同年7月まで	15万円	—	38万円	44万円	38万円	—
平成18年8月	15万円	—	41万円	44万円	41万円	—
平成18年9月から同年11月まで	26万円	—	44万円	41万円	41万円	—
平成18年12月	26万円	—	36万円	41万円	36万円	—
平成19年1月	26万円	—	44万円	41万円	41万円	—
平成19年2月及び同年3月	26万円	—	36万円	41万円	36万円	—
平成19年4月から同年7月まで	26万円	—	38万円	41万円	38万円	—
平成19年8月	26万円	—	44万円	41万円	41万円	—
平成19年9月	26万円	—	41万円	41万円	41万円	—

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄	第6欄	第7欄
請求期間に係る月	オンライン記録の標準報酬月額(訂正前)	本来の報酬月額に見合う標準報酬月額	(本来の報酬月額が算定できない期間における)報酬月額に見合う標準報酬月額	厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額	厚生年金特例法訂正後の標準報酬月額	厚生年金保険法(75条本文)訂正後の標準報酬月額
平成19年10月及び同年11月	26万円	—	44万円	41万円	41万円	—
平成19年12月から平成20年3月まで	26万円	—	41万円	41万円	41万円	—
平成20年4月	26万円	—	38万円	41万円	38万円	—
平成20年5月	26万円	—	41万円	41万円	41万円	—
平成20年6月	26万円	—	38万円	41万円	38万円	—
平成20年7月	26万円	—	44万円	41万円	41万円	—
平成20年8月	26万円	—	41万円	41万円	41万円	—
平成22年9月から同年11月まで	30万円	—	34万円	47万円	34万円	—
平成22年12月	30万円	—	34万円	44万円	34万円	—
平成23年1月	30万円	—	34万円	47万円	34万円	—
平成23年3月	30万円	—	32万円	44万円	32万円	—

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄	第6欄	第7欄
請求期間に係る月	オンライン記録の標準報酬月額（訂正前）	本来の報酬月額に見合う標準報酬月額	（本来の報酬月額が算定できない期間における）報酬月額に見合う標準報酬月額	厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額	厚生年金特例法訂正後の標準報酬月額	厚生年金保険法（75条本文）訂正後の標準報酬月額
平成23年4月	30万円	—	34万円	47万円	34万円	—
平成23年5月	30万円	—	36万円	47万円	36万円	—
平成23年6月	30万円	—	34万円	47万円	34万円	—
平成23年7月	30万円	—	38万円	50万円	38万円	—
平成23年8月	30万円	—	36万円	47万円	36万円	—
平成23年9月	28万円	—	36万円	47万円	36万円	—
平成23年10月	28万円	—	38万円	47万円	38万円	—
平成23年11月から平成24年1月まで	28万円	—	34万円	44万円	34万円	—
平成24年2月	28万円	—	30万円	38万円	30万円	—
平成24年3月から平成24年9月まで	28万円	—	34万円	44万円	34万円	—

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄	第6欄	第7欄
請求期間に係る月	オンライン記録の標準報酬月額(訂正前)	本来の報酬月額に見合う標準報酬月額	(本来の報酬月額が算定できない期間における)報酬月額に見合う標準報酬月額	厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額	厚生年金特例法訂正後の標準報酬月額	厚生年金保険法(75条本文)訂正後の標準報酬月額
平成24年11月から平成25年1月まで	28万円	—	34万円	44万円	34万円	—
平成25年2月	28万円	—	30万円	41万円	30万円	—
平成25年3月	28万円	—	36万円	47万円	36万円	—
平成25年4月	28万円	—	32万円	41万円	32万円	—
平成25年5月	28万円	—	34万円	44万円	34万円	—
平成25年6月	28万円	—	32万円	41万円	32万円	—
平成25年7月から平成26年1月まで	28万円	—	34万円	44万円	34万円	—
平成26年3月から同年8月まで	28万円	—	34万円	44万円	34万円	—
平成26年9月から同年10月まで	24万円	—	34万円	44万円	34万円	—

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄	第6欄	第7欄
請求期間に係る月	オンライン記録の標準報酬月額(訂正前)	本来の報酬月額に見合う標準報酬月額	(本来の報酬月額が算定できない期間における)報酬月額に見合う標準報酬月額	厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額	厚生年金特例法訂正後の標準報酬月額	厚生年金保険法(75条本文)訂正後の標準報酬月額
平成26年11月から平成27年1月まで	24万円	—	34万円	34万円	34万円	—
平成27年2月	24万円	—	30万円	30万円	30万円	—
平成27年3月から平成28年1月まで	24万円	—	34万円	34万円	34万円	—
平成28年2月	24万円	—	32万円	32万円	32万円	—
平成28年3月から同年8月まで	24万円	—	34万円	34万円	34万円	—
平成28年9月から同年11月まで	32万円	—	34万円	34万円	34万円	—
平成28年12月	32万円	—	36万円	36万円	36万円	—
平成29年1月	32万円	—	34万円	34万円	34万円	—
平成29年3月	32万円	—	36万円	36万円	36万円	—

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄	第6欄	第7欄
請求期間に係る月	オンライン記録の標準報酬月額(訂正前)	本来の報酬月額に見合う標準報酬月額	(本来の報酬月額が算定できない期間における)報酬月額に見合う標準報酬月額	厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額	厚生年金特例法訂正後の標準報酬月額	厚生年金保険法(75条本文)訂正後の標準報酬月額
平成29年4月から同年6月まで	32万円	—	34万円	34万円	34万円	—
平成29年8月	32万円	—	34万円	34万円	34万円	—
平成29年9月及び同年10月	30万円	—	32万円	32万円	32万円	—
平成29年12月及び平成30年1月	30万円	—	32万円	32万円	32万円	—
平成30年3月	30万円	—	34万円	34万円	34万円	—
平成30年5月	30万円	—	32万円	32万円	32万円	—
平成30年6月	30万円	—	34万円	32万円	32万円	—
平成30年7月及び同年8月	30万円	—	32万円	32万円	32万円	—
平成30年9月	28万円	—	30万円	30万円	30万円	—
平成30年10月及び同年11月	28万円	—	32万円	32万円	32万円	—

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄	第6欄	第7欄
請求期間に係る月	オンライン記録の標準報酬月額(訂正前)	本来の報酬月額に見合う標準報酬月額	(本来の報酬月額が算定できない期間における)報酬月額に見合う標準報酬月額	厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額	厚生年金特例法訂正後の標準報酬月額	厚生年金保険法(75条本文)訂正後の標準報酬月額
平成30年12月	28万円	—	34万円	34万円	34万円	—
平成31年1月	28万円	—	32万円	32万円	32万円	—
平成31年2月	28万円	—	30万円	30万円	30万円	—
平成31年3月	28万円	—	32万円	32万円	32万円	—
平成31年4月	28万円	—	34万円	34万円	34万円	—
令和元年5月	28万円	—	32万円	32万円	32万円	—
令和元年6月	28万円	—	30万円	30万円	30万円	—
令和元年7月及び同年8月	28万円	—	32万円	32万円	32万円	—
令和元年9月	30万円	32万円	—	32万円	32万円	—
令和元年10月	30万円	32万円	—	34万円	32万円	—
令和元年11月	30万円	32万円	—	32万円	32万円	—
令和元年12月	30万円	32万円	—	36万円	32万円	—
令和2年1月及び同年2月	30万円	32万円	—	32万円	32万円	—

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄	第6欄	第7欄
請求期間に係る月	オンライン記録の標準報酬月額(訂正前)	本来の報酬月額に見合う標準報酬月額	(本来の報酬月額が算定できない期間における)報酬月額に見合う標準報酬月額	厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額	厚生年金特例法訂正後の標準報酬月額	厚生年金保険法(75条本文)訂正後の標準報酬月額
令和2年3月	30万円	32万円	—	36万円	32万円	—
令和2年4月	30万円	32万円	—	30万円	—	32万円
令和2年5月	30万円	32万円	—	32万円	32万円	—
令和2年6月	30万円	32万円	—	30万円	—	32万円
令和2年7月	30万円	32万円	—	32万円	32万円	—
令和2年8月	30万円	32万円	—	34万円	32万円	—

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2300379号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2400016号

第1 結論

1 請求者のA社における請求期間①から⑥までの期間のうち、平成17年2月1日から同年6月1日まで、同年7月1日から平成18年1月1日まで、平成19年3月1日から同年4月1日まで、平成22年11月1日から平成23年2月1日まで、同年3月1日から同年5月1日まで、同年6月1日から平成25年2月1日まで、同年3月1日から同年10月1日まで、同年11月1日から平成26年2月1日まで、同年3月1日から平成29年1月1日まで、同年3月1日から同年5月1日まで、同年8月1日から平成30年3月1日まで、同年4月1日から同年5月1日まで、同年7月1日から同年11月1日まで、同年12月1日から平成31年2月1日まで、同年3月1日から令和2年2月1日まで、同年3月1日から同年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。当該期間の標準報酬月額については、別表の第1欄に掲げる月ごとに、同表の第2欄に掲げる標準報酬月額から第6欄に掲げる標準報酬月額とする。

平成17年2月から同年5月まで、同年7月から同年12月まで、平成19年3月、平成22年11月から平成23年1月まで、同年3月及び同年4月、同年6月から平成25年1月まで、同年3月から同年9月まで、同年11月から平成26年1月まで、同年3月から平成28年12月まで、平成29年3月及び同年4月、同年8月から平成30年2月まで、同年4月、同年7月から同年10月まで、同年12月から平成31年1月まで、同年3月から令和2年1月まで、同年3月から同年8月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成17年2月から同年5月まで、同年7月から同年12月まで、平成19年3月、平成22年11月から平成23年1月まで、同年3月及び同年4月、同年6月から平成25年1月まで、同年3月から同年9月まで、同年11月から平成26年1月まで、同年3月から平成28年12月まで、平成29年3月及び同年4月、同年8月から平成30年2月まで、同年4月、同年7月から同年10月まで、同年12月から平成31年1月まで、同年3月から令和2年1月まで、同年3月から同年8月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(別表の第2欄に掲げる訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

2 その他の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :

生年月日：昭和35年生

住所：

2 請求内容の要旨

請求期間：① 昭和63年6月1日から平成29年2月1日まで
② 平成29年3月1日から同年7月1日まで
③ 平成29年8月1日から平成30年3月1日まで
④ 平成30年4月1日から同年5月1日まで
⑤ 平成30年6月1日から令和2年2月1日まで
⑥ 令和2年3月1日から同年9月1日まで

A社に勤務している期間のうち、請求期間に係る標準報酬月額については、給料支払明細書（以下「給料明細書」という。）等に記載されている支給額と相違しているので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①から⑤までの期間のうち、平成17年2月1日から同年6月1日まで、同年7月1日から平成18年1月1日まで、平成19年3月1日から同年4月1日まで、平成22年11月1日から平成23年2月1日まで、同年3月1日から同年5月1日まで、同年6月1日から平成25年2月1日まで、同年3月1日から同年10月1日まで、同年11月1日から平成26年2月1日まで、同年3月1日から平成29年1月1日まで、同年3月1日から同年5月1日まで、同年8月1日から平成30年3月1日まで、同年4月1日から同年5月1日まで、同年7月1日から同年11月1日まで、同年12月1日から平成31年2月1日まで、同年3月1日から令和元年9月1日までの期間について、請求者から提出されたA社に係る給料明細書、同社から提出された給料一覧表及びB市から提出された所得・課税状況等調査回答書により、別表の第4欄及び第5欄に掲げるとおり、当該期間の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額及び報酬月額に見合う標準報酬月額は、いずれも同表の第2欄のオンライン記録の標準報酬月額を超えていることが認められる。

請求期間⑤のうち令和元年9月1日から令和2年2月1日まで及び請求期間⑥について、給料明細書、給料一覧表、事業主から提出された勤休カード及びB市から提出された所得・課税状況等調査回答書により、別表の第3欄及び第5欄に掲げるとおり、当該期間の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額及び当該期間の標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる月の報酬月額（以下「本来の報酬月額」という。）は、いずれも同表の第2欄のオンライン記録の標準報酬月額を超えていることが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除をしていたと認められる厚生年金保険料額又は本来の報酬月額若しくは報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①から⑥までの期間のうち、平成17年2月1日から同年6月1日ま

で、同年7月1日から平成18年1月1日まで、平成19年3月1日から同年4月1日まで、平成22年11月1日から平成23年2月1日まで、同年3月1日から同年5月1日まで、同年6月1日から平成25年2月1日まで、同年3月1日から同年10月1日まで、同年11月1日から平成26年2月1日まで、同年3月1日から平成29年1月1日まで、同年3月1日から同年5月1日まで、同年8月1日から平成30年3月1日まで、同年4月1日から同年5月1日まで、同年7月1日から同年11月1日まで、同年12月1日から平成31年2月1日まで、同年3月1日から令和2年2月1日まで、同年3月1日から同年9月1日までの期間に係る標準報酬月額については、前述の資料により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額及び本来の報酬月額又は報酬月額から、別表の第1欄に掲げる月ごとに、同表の第6欄に掲げる額に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の厚生年金保険に係る届出及び保険料の納付について、資料がなく不明である旨回答及び陳述しているが、前述の資料で確認又は推認できる報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）は、請求者の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（別表の第2欄に掲げる訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間①から⑥までの期間のうち、平成21年3月1日から同年4月1日まで、同年5月1日から同年6月1日まで、同年7月1日から同年8月1日まで、平成23年2月1日から同年3月1日まで、同年5月1日から同年6月1日まで、平成26年2月1日から同年3月1日まで、平成29年1月1日から同年2月1日まで、同年5月1日から同年7月1日まで、平成30年6月1日から同年7月1日まで、同年11月1日から同年12月1日まで、平成31年2月1日から同年3月1日までの期間について、事業主が源泉控除をしていたと認められる厚生年金保険料額又は報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額は、当該期間のオンライン記録の標準報酬月額を超えていないことから標準報酬月額の記録を訂正することはできない。

また、請求期間①のうち、昭和63年6月1日から平成17年2月1日まで、同年6月1日から同年7月1日まで、平成18年1月1日から平成19年3月1日まで、同年4月1日から平成21年3月1日まで、同年4月1日から同年5月1日まで、同年6月1日から同年7月1日まで、同年8月1日から平成22年11月1日まで、平成25年2月1日から同年3月1日まで、同年10月1日から同年11月1日までの期間については、A社は当該期間に係る給料一覧表、源泉徴収簿等を保管していない上、請求者も給料明細書を所持していないことから、当該期間に係る各月の厚生年金保険料額及び報酬月額を確認又は推認することができないほか、請求者が記憶する者からも請求者が貸与したとする給与明細書について取得することはできず、請求者の当該期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認又は推認できる関連資

料及び周辺事情もない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が昭和 63 年 6 月 1 日から平成 17 年 2 月 1 日まで、同年 6 月 1 日から同年 7 月 1 日まで、平成 18 年 1 月 1 日から平成 19 年 3 月 1 日まで、同年 4 月 1 日から平成 22 年 11 月 1 日まで、平成 23 年 2 月 1 日から同年 3 月 1 日まで、同年 5 月 1 日から同年 6 月 1 日まで、平成 25 年 2 月 1 日から同年 3 月 1 日まで、同年 10 月 1 日から同年 11 月 1 日まで、平成 26 年 2 月 1 日から同年 3 月 1 日まで、平成 29 年 1 月 1 日から同年 2 月 1 日まで、同年 5 月 1 日から同年 7 月 1 日まで、平成 30 年 6 月 1 日から同年 7 月 1 日まで、同年 11 月 1 日から同年 12 月 1 日まで、平成 31 年 2 月 1 日から同年 3 月 1 日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

別表

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄	第6欄
請求期間に係る月	オンライン記録の標準報酬月額 (訂正前)	本来の報酬月額に見合う標準報酬月額	(本来の報酬月額が算定できない期間における) 報酬月額に見合う標準報酬月額	厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額	厚生年金特例法訂正後の標準報酬月額
平成17年2月	22万円	—	32万円	41万円	32万円
平成17年3月	22万円	—	36万円	41万円	36万円
平成17年4月及び同年5月	22万円	—	36万円	44万円	36万円
平成17年7月	22万円	—	38万円	44万円	38万円
平成17年8月から同年10月まで	22万円	—	36万円	44万円	36万円
平成17年11月	22万円	—	34万円	44万円	34万円
平成17年12月	22万円	—	38万円	44万円	38万円
平成19年3月	26万円	—	38万円	41万円	38万円
平成22年11月	30万円	—	34万円	34万円	34万円
平成22年12月	30万円	—	34万円	47万円	34万円
平成23年1月	30万円	—	32万円	44万円	32万円
平成23年3月	30万円	—	32万円	44万円	32万円
平成23年4月	30万円	—	34万円	47万円	34万円
平成23年6月	30万円	—	34万円	47万円	34万円
平成23年7月及び同年8月	30万円	—	36万円	47万円	36万円
平成23年9月	26万円	—	30万円	38万円	30万円
平成23年10月及び同年11月	26万円	—	34万円	41万円	34万円

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄	第6欄
請求期間に係る月	オンライン記録の標準報酬月額(訂正前)	本来の報酬月額に見合う標準報酬月額	(本来の報酬月額が算定できない期間における)報酬月額に見合う標準報酬月額	厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額	厚生年金特例法訂正後の標準報酬月額
平成23年12月及び平成24年1月	26万円	—	34万円	44万円	34万円
平成24年2月	26万円	—	28万円	36万円	28万円
平成24年3月及び同年4月	26万円	—	30万円	41万円	30万円
平成24年5月	26万円	—	34万円	47万円	34万円
平成24年6月	26万円	—	32万円	44万円	32万円
平成24年7月	26万円	—	34万円	44万円	34万円
平成24年8月	26万円	—	32万円	44万円	32万円
平成24年9月及び同年10月	24万円	—	34万円	44万円	34万円
平成24年11月	24万円	—	32万円	41万円	32万円
平成24年12月	24万円	—	34万円	44万円	34万円
平成25年1月	24万円	—	30万円	41万円	30万円
平成25年3月から同年6月まで	24万円	—	32万円	41万円	32万円
平成25年7月から同年9月まで	24万円	—	34万円	44万円	34万円
平成25年11月	24万円	—	34万円	44万円	34万円
平成25年12月	24万円	—	30万円	38万円	30万円
平成26年1月	24万円	—	34万円	44万円	34万円

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄	第6欄
請求期間に係る月	オンライン記録の標準報酬月額(訂正前)	本来の報酬月額に見合う標準報酬月額	(本来の報酬月額が算定できない期間における)報酬月額に見合う標準報酬月額	厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額	厚生年金特例法訂正後の標準報酬月額
平成26年3月	24万円	—	30万円	38万円	30万円
平成26年4月及び同年5月	24万円	—	28万円	36万円	28万円
平成26年6月	24万円	—	30万円	38万円	30万円
平成26年7月及び同年8月	24万円	—	34万円	44万円	34万円
平成26年9月	22万円	—	34万円	47万円	34万円
平成26年10月	22万円	—	34万円	44万円	34万円
平成26年11月	22万円	—	30万円	30万円	30万円
平成26年12月	22万円	—	34万円	34万円	34万円
平成27年1月及び同年2月	22万円	—	28万円	28万円	28万円
平成27年3月	22万円	—	32万円	32万円	32万円
平成27年4月	22万円	—	30万円	30万円	30万円
平成27年5月	22万円	—	34万円	34万円	34万円
平成27年6月	22万円	—	30万円	30万円	30万円
平成27年7月から同年10月まで	22万円	—	34万円	34万円	34万円
平成27年11月	22万円	—	32万円	30万円	30万円
平成27年12月	22万円	—	34万円	34万円	34万円
平成28年1月	22万円	—	30万円	30万円	30万円
平成28年2月	22万円	—	28万円	28万円	28万円

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄	第6欄
請求期間に係る月	オンライン記録の標準報酬月額(訂正前)	本来の報酬月額に見合う標準報酬月額	(本来の報酬月額が算定できない期間における)報酬月額に見合う標準報酬月額	厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額	厚生年金特例法訂正後の標準報酬月額
平成28年3月	22万円	—	30万円	30万円	30万円
平成28年4月	22万円	—	32万円	32万円	32万円
平成28年5月から同年8月まで	22万円	—	34万円	34万円	34万円
平成28年9月及び同年10月	30万円	—	34万円	34万円	34万円
平成28年11月及び同年12月	30万円	—	32万円	32万円	32万円
平成29年3月	30万円	—	36万円	36万円	36万円
平成29年4月	30万円	—	32万円	32万円	32万円
平成29年8月	30万円	—	32万円	32万円	32万円
平成29年9月及び同年10月	28万円	—	32万円	32万円	32万円
平成29年11月	28万円	—	30万円	30万円	30万円
平成29年12月	28万円	—	32万円	32万円	32万円
平成30年1月及び同年2月	28万円	—	30万円	30万円	30万円
平成30年4月	28万円	—	30万円	30万円	30万円
平成30年7月及び同年8月	28万円	—	34万円	34万円	34万円
平成30年9月	28万円	—	30万円	30万円	30万円
平成30年10月	28万円	—	32万円	32万円	32万円

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄	第6欄
請求期間に係る月	オンライン記録の標準報酬月額(訂正前)	本来の報酬月額に見合う標準報酬月額	(本来の報酬月額が算定できない期間における)報酬月額に見合う標準報酬月額	厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額	厚生年金特例法訂正後の標準報酬月額
平成30年12月	28万円	—	32万円	32万円	32万円
平成31年1月	28万円	—	34万円	34万円	34万円
平成31年3月及び同年4月	28万円	—	32万円	32万円	32万円
令和元年5月	28万円	—	34万円	34万円	34万円
令和元年6月から同年8月まで	28万円	—	32万円	32万円	32万円
令和元年9月及び同年10月	30万円	32万円	—	32万円	32万円
令和元年11月	30万円	32万円	—	34万円	32万円
令和元年12月及び令和2年1月	30万円	32万円	—	32万円	32万円
令和2年3月	30万円	32万円	—	32万円	32万円
令和2年4月	30万円	32万円	—	34万円	32万円
令和2年5月から同年8月まで	30万円	32万円	—	32万円	32万円

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2300398号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2400017号

第1 結論

1 請求者のA社における平成26年7月18日、同年12月12日及び平成27年12月12日の標準賞与額を27万円、平成29年7月15日の標準賞与額を26万5,000円、同年12月20日の標準賞与額を26万4,000円に訂正することが必要である。

平成26年7月18日、同年12月12日、平成27年12月12日、平成29年7月15日及び同年12月20日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成26年7月18日、同年12月12日、平成27年12月12日、平成29年7月15日及び同年12月20日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求者のA社における平成29年7月15日及び同年12月20日の標準賞与額を、上記1の訂正後の標準賞与額から27万円に訂正することが必要である。

平成29年7月15日及び同年12月20日の訂正後の標準賞与額(上記1の訂正後の標準賞与額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

3 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和35年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成17年12月
② 平成18年12月
③ 平成19年7月
④ 平成19年12月
⑤ 平成20年7月
⑥ 平成20年12月

- ⑦ 平成 21 年 7 月
- ⑧ 平成 21 年 12 月
- ⑨ 平成 22 年 7 月
- ⑩ 平成 22 年 12 月
- ⑪ 平成 23 年 12 月
- ⑫ 平成 26 年 7 月
- ⑬ 平成 26 年 12 月
- ⑭ 平成 27 年 12 月
- ⑮ 平成 29 年 7 月
- ⑯ 平成 29 年 12 月

請求期間①から⑯までにおいてA社に勤務し賞与の支給を受けていたにもかかわらず、各請求期間に係る賞与の記録が確認できないため記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間⑫から⑯までについて、事業主から提出された平成 26 年分、平成 27 年分及び平成 29 年分の給与所得退職所得に対する源泉徴収簿並びに請求者から提出された明細書から判断すると、請求者は、平成 26 年 7 月 18 日、同年 12 月 12 日、平成 27 年 12 月 12 日、平成 29 年 7 月 15 日及び同年 12 月 20 日に賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間⑫から⑯までに係る標準賞与額については、前述の源泉徴収簿及び明細書により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、請求期間⑫、⑬及び⑭は 27 万円、請求期間⑮は 26 万 5,000 円、請求期間⑯は 26 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間⑫から⑯までに係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間⑮及び⑯について、前述の源泉徴収簿により、請求者は、A社から平成29年7月15日及び同年12月20日に27万円の賞与を支給されたことが確認できることから、上記1の訂正後の標準賞与額を27万円に訂正することが必要である。

なお、上記訂正後の標準賞与額（上記1の訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生

年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

- 3 請求期間①から⑪までについては、A社から賃金台帳等の賞与の支給額、厚生年金保険料控除額を確認できる資料を得られないほか、請求者についても当該期間に係る賞与明細書を所持しておらず、当該期間に係る厚生年金保険料控除額を確認又は推認することはできない。

このほか、請求者の請求期間①から⑪までにおける厚生年金保険料控除額について確認又は推認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者の請求期間①から⑪までにおける標準賞与額に係る厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2300437号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2400018号

第1 結論

請求者のA社における平成17年9月1日から平成18年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成17年9月から平成18年8月までの標準報酬月額については、41万円から44万円とする。

平成17年9月から平成18年8月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主が、請求者に係る平成17年9月から平成18年8月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和38年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年9月1日から平成18年9月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、請求期間について日本年金機構の記録では41万円の標準報酬月額となっているが、給与からは44万円の標準報酬月額相当の厚生年金保険料が控除されている。給与明細書を提出するので、調査の上、請求期間に係る標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出されたA社の給与明細書から、請求期間における標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる期間の報酬月額及び厚生年金保険料(以下「保険料」という。)控除額のそれぞれに見合う標準報酬月額は44万円であることが確認でき、いずれもオンライン記録により確認できる標準報酬月額(41万円)を超えていることが認められる。

したがって、請求者の請求期間における標準報酬月額については、44万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成17年9月から平成18年8月までの期間について、請求者の請求どおりの厚生年金保険被

保険者算定基礎届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、保険料については納付したか否かについては不明と回答しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。